

3 契約保証金

工事請負契約における請負代金額(税込)が 500 万円以上の工事については、請負代金額(税込)の 10%以上の保証金が必要となります。

下記の(1)から(6)のいずれか 1 つを選択してください。

選択できるもの	注意事項
(1)現金	事前に契約担当まで電話連絡してください。 (完成検査後、還付請求手続きが必要となります。)
(2)国債等の債券(原本)	
(3)金融機関の保証書(原本)	事前に金融機関で手続きが必要です。
(4)東日本建設業保証(株)の保証書(原本)	前払金請求予定のものに限ります。
(5)履行保証保険の保険証書(原本)	事前に損害保険会社で手続きが必要です。 (保険の約款を添付してください。)
(6)公共工事履行保証保険(履行ボンド)の保険証書(原本)	

(3)～(6)に掲げる保証書の保証期間は、契約日及び工期を含むものとしてください。

(3)金融機関の保証書を提出された方には、完成物引渡しの際に領収書と引き換えに保証書を返還いたします。